



埼玉県報

第 118 号
令和 2 年(2020 年)
6 月 26 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）

告示

- 埼玉県ホームページシステムの埼玉縣市町村共同クラウド移設等業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 県立学校用超短焦点プロジェクターに関する入札公告（入札課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更（森づくり課）
- 建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定（建築安全課）
- 建築士の処分（建築安全課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 11 品目の単価契約に関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

○ 財政的援助団体等の監査結果の報告（監査第一課）

規 則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十四号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「又は半額」を「半額又は三分の二若しくは三分の一の額」に改める。

第二十三条第一項中「授業料等減免申請書」の下に「又は校長が別に定める様式の申請書」を、「書類」の下に「その他必要な書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県ホームページシステムの埼玉縣市町村共同クラウド移設等業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

5 契約金額

131,504,120円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

県立学校用超短焦点プロジェクター 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年3月26日（金）

(4) 納入場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指示する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 篠原 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年8月14日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年8月13日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年8月14日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和2年8月14日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年8月5日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年7月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Ultra Short-Focus Projector for High school, One Complete Set

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, August 14, 2020

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, August 13, 2020

In Person: 10:00 am, Friday, August 14, 2020

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告示

埼玉県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテU N Y大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ピアゴ大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

（変更後）ドン・キホーテU N Y大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計五者

（変更後）UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目十八番地

ハ 変更年月日

令和元年十月一日

ニ 届出年月日

令和二年六月十一日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二番地三、二番地四、二番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取

締役 神代顕彰

東京都港区芝浦一丁目二番三号

（変更後）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取

締役 西野敏哉

東京都港区芝浦一丁目二番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役社長 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役社長 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和二年六月十二日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品鷺宮店

埼玉県久喜市鷺宮三丁目二十六番六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）カンセキわし宮店

埼玉県北葛飾郡鷺宮町鷺宮三丁目二十六番六号外

（変更後）（仮称）カワチ薬品鷺宮店

埼玉県久喜市鷺宮三丁目二十六番六号外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カンセキ 代表取締役 長谷川静夫

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市卒島千二百九十三

ハ 変更年月日

令和二年六月十二日

ニ 届出年月日

令和二年六月十二日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品鷲宮店

埼玉県久喜市鷲宮三丁目二十六番六号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二三六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一二二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三四立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から午後九時

（変更後）午前六時十五分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時四十五分から午後九時三十分

（変更後）午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時四十五分から午後七時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年二月十三日

ニ 届出年月日

令和二年六月十二日

ニ 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

サイボー株式会社 代表取締役 飯塚剛司

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年二月十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三万三千平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二六三四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九四三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二八九・八七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五七・七五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 十二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設Z01 午前六時から午後十時

荷さばき施設Z02 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年六月十日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア川口領家店

埼玉県川口市領家三丁目千八百六十九番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社 ヤハギ水道 代表取締役 矢作晋哉

埼玉県川口市領家三丁目三番十九号

大規模小売店舗において小売業を行う者

ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年二月十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年六月十八日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越モディ

埼玉県川越市脇田町四番二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社丸井 代表取締役 佐々木一

東京都中野区中野四丁目三番二号

（変更後）株式会社丸井 代表取締役 青木正久

東京都中野区中野四丁目三番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社丸井 代表取締役 青木正久

東京都中野区中野四丁目三番二号

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

令和二年一月三十一日外

ニ 届出年月日

令和二年六月五日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越モディ

埼玉県川越市脇田町四番二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後九時

（変更後） 午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後） 午前零時から翌午前零時

ハ 変更年月日

令和二年八月二十一日

ニ 届出年月日

令和二年六月五日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和二年六月五日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第六百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール蔵

埼玉県蔵市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）イトーヨーカドー錦町店

埼玉県蔵市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

（変更後）（仮称）ビバモール蔵

埼玉県蔵市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外未定

ハ 変更年月日

令和三年二月六日

ニ 届出年月日

令和二年六月五日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール蕨

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一八〇六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一一七七台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六一五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六一五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 四五一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 六四六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一二九立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一七五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）株式会社LIXILビバ 午前六時十五分から午後九時四十五分

未定 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前六時から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後零時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年二月六日

二 届出年月日

令和二年六月五日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西所沢店

埼玉県所沢市西所沢一丁目二十六番四号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新所沢店

埼玉県所沢市緑町一丁目二十一番二十六号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行ってください。

- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下

さい。

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第六百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉町一―十三番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秩父市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、秩父市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告示

埼玉県告示第七百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号の規定により指定する特定工程及び同条第六項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、令和二年十月一日から施行し、同日以後に、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知する建築物（法第六十八条の二十第二項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物並びに法第八十五条第五項及び第六項の許可を受けた建築物を除く。）について適用する。

平成二十四年埼玉県告示第二百二十六号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定）（以下「旧告示」という。）は、令和二年九月三十日限り、廃止する。

平成二十四年七月一日からこの告示の施行の日の前日までに法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知した建築物であって、旧告示による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 中間検査を行う区域

埼玉県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

二 中間検査を行う建築物の用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次のイ又はロに掲げる用途及び規模のものとする。

イ 住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。同号ロにおいて同じ。）であって、地階を除く階数が三以上のもの

ロ 住宅以外であって、地階を除く階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの

三 指定する特定工程

次のイからへまでに掲げる工程（ニ及びホに規定する建築物の工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する特定工程が含まれる場合にあつては、当該特

定工程)とする。

イ 木造その他これに類する構造の建築物にあつては、屋根工事の工程

ロ 鉄骨造その他これに類する構造の建築物にあつては、一階の建て方工事の工程

ハ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあつては、二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(当該配筋工事を現場で行わない場合にあつては、二階の床及びこれを支持するはりの取付け工事)の工程

ニ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあつては、一階の建て方工事の工程

ホ イからニまでに掲げる構造のうち二以上の構造を併用する建築物にあつては、当該イからニまでに掲げる構造に応じ、当該イからニまでに掲げる工程

ヘ ロからホまでに掲げる構造の建築物にあつては、基礎の配筋工事の工程

四 指定する特定工程後の工程

次のイからへまでに掲げる工程とする。

イ 前号イに掲げる特定工程にあつては、壁の外装工事及び内装工事(これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。)の工程

ロ 前号ロに掲げる特定工程にあつては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程

ハ 前号ハに掲げる特定工程にあつては、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあつては、直上階の柱又は壁の取付け工事)の工程

ニ 前号ニに掲げる特定工程にあつては、柱又ははりの配筋工事の工程

ホ 前号ホに掲げる特定工程にあつては、前号イからニまでに掲げる特定工程に応じ、イからニまでに掲げる工程

ヘ 前号へに掲げる特定工程にあつては、基礎コンクリートの打設工事の工程

告 示

埼玉県告示第七百一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年六月二十三日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

| 氏 名 | 建 築 士 の 別 | 登 録 番 号 |
|-------|-----------|----------------|
| 細沼 宣章 | 二級建築士 | 埼玉県知事登録第一五五九九号 |

三 処分の内容

二級建築士の業務停止二月（令和二年十月一日から二月）

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二に規定する二級建築士定期講習を期間内に受講しなかったことにより戒告処分を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく同講習を受講していない。

告 示

埼玉県告示第七百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年5月14日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社コイズミ 東京都板橋区熊野町33番3号

5 落札金額

38,375,595円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年4月3日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年六月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和元年十二月二十日

指令川建セ第〇一〇〇七〇号

二 検査済証番号

令和二年六月二十二日

川建セ第〇二〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字日影二千六百二十七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市児玉町蛭川千六十六番地二

暁運送株式会社 代表取締役 脊山 知教

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年六月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年五月十五日

指令越建セ第〇一〇三五一号

二 検査済証番号

令和二年六月十八日

越建セ第一〇六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中百五十七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県蓮田市蓮田四丁目四十番地 グリーンハイツ二〇八号

須賀 英夫

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和二年六月二十六日

| | |
|---------|------|
| 埼玉県監査委員 | 山本光紀 |
| 埼玉県監査委員 | 小山彰 |
| 埼玉県監査委員 | 神尾高善 |
| 埼玉県監査委員 | 白土幸仁 |

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成30年度・令和元年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 69機関

| 所管部局 | 監査対象機関 |
|---------|--|
| 企画財政部 | 南西部地域振興センター、利根地域振興センター |
| 総務部 | 朝霞県税事務所 |
| 危機管理防災部 | 消防学校 |
| 福祉部 | 西部福祉事務所、越谷児童相談所 |
| 保健医療部 | 朝霞保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、狭山保健所、幸手保健所 |
| 農林部 | 川越農林振興センター、中央家畜保健衛生所 |
| 県土整備部 | 杉戸県土整備事務所 |
| 都市整備部 | 大宮公園事務所 |
| 教育局 | さきたま史跡の博物館、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、入間向陽高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮工業高等学校、小川高等学校、越生高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、誠和福祉高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、蓮田松韻高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、吹上秋桜高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、鷲宮高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、行田特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、蓮田特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校 |
| 警察本部 | 警察学校、蕨警察署、朝霞警察署、鴻巣警察署、西入間警察署、小川警察署、行田警察署、羽生警察署 |

(3) 監査実施日

令和2年1月21日～令和2年2月4日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合规性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|--------|---|
| 教育局 | 鷺宮高等学校 | 令和元年度の「浄化槽清掃業務委託契約」について、7月25日に実施した浄化槽清掃業務(全4回中1回目)の業務完了報告書の速やかな提出を求めず、完了検査が履行日から2か月以上遅れてしまったことは不適切であった。 |

イ 注意事項

該当なし

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和二年六月二十六日

| | |
|---------|------|
| 埼玉県監査委員 | 山本光紀 |
| 埼玉県監査委員 | 小山彰 |
| 埼玉県監査委員 | 神尾高善 |
| 埼玉県監査委員 | 白土幸仁 |

1 監査の結果「指摘」とした事項

| 対 象 機 関 | | 監査結果の公表年月日 (県報の号数) | 監 査 の 結 果 | 講 じ た 措 置 |
|---------|-----------|--------------------|---|--|
| 県土整備部 | 飯能県土整備事務所 | 令和2年3月6日 (第86号) | <p>平成29年度に一般競争入札により契約を締結した「広幅デジタル複合機の複写サービスに係る単価契約」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結後間もなくして、入札公告で示した契約条件を、合理的理由がないにもかかわらず変更した。 2 変更契約書を作成すべきところ作成せず、また、書面による決裁手続を経ることなく、原契約書の該当数値を加除修正することにより処理をしていた。 | <p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の再変更 令和2年3月5日に実施した庁内法務相談の結果なども踏まえ、契約相手方の同意を得た上で、契約条件を当初の条件に戻した。 2 再発防止対策 所属内の全職員に対し、問題が発生した経緯、庁内法務相談の結果、本来どのようにすべきであったか、契約の相手方との交渉結果を説明した上で、以下の3点について周知徹底をした。 (1) 積極的に財務研修を受講して、契約事務についての規定を確認し、適正な契約事務をすること。 (2) 契約書を加除修正することができるのは誤記の訂正等に限定されること、及び契約内容の変更については原則として変更契約を結ぶこと。 (3) 契約内容の変更及び加除修正を問わず、複数職員によるチェックを行うとともに、書面による決裁手続を取ること。 3 所属としての対策 所属として契約事務の理解を深めるため、地域出納員によるオーダーメイド研修を実施することとした。 |

2 監査の結果「注意」とした事項

| 対 象 機 関 | | 監査結果の公表年月日（県報の号数） | 監 査 の 結 果 | 講 じ た 措 置 |
|---------|----------|---------------------|---|---|
| 環境部 | 産業廃棄物指導課 | 令和元年10月4日 (第44号) | 平成30年度に長期継続契約として締結した「太陽光パネルリサイクル施設建屋賃貸借契約」について、契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。 | <p>1 変更契約を行うことによる是正措置</p> <p>契約を解除できる旨の特約を追記する契約変更を行いたい意向を令和元年11月22日に契約相手方に申し入れた。契約相手方も変更に向けた協議に応じる姿勢を示し、これまで産業廃棄物指導課長が契約相手方の執行役員と2度面会するなど、協議を重ねているがいまだ最終的な合意を得られていない。</p> <p>一方法令上の整理としては、弁護士に法務相談を行い、本契約は監査により不適切であるとの注意を受けたものの私法上は有効であること、契約書規定の事由によらずに契約解除することもできないことを確認した。また契約書で定められた「定めのない事項の協議」等に基づいて契約解除を行う場合も、契約相手方に未払い賃料総額に相当する額の損害賠償請求権が生じ、県としては契約解除を行うことの利得がないことを併せて確認した。</p> <p>さらには、本契約は県施設敷地内にある不動産建屋の賃貸借契約であり、他の賃貸借契約をもって代替することはできず、仮に契約解除することになった場合には、リサイクル実証を行うという目的を達成できなくなるものである。</p> <p>そのため本契約については、引き続き契約変更による是正を目指し、契約相手方に対し粘り強く交渉を続けていく。</p> <p>2 再発防止対策</p> <p>監査結果を職員に周知するとともに、長期継続契約事務の適正な執行を図るため、以下の取組を徹底することとした。</p> <p>① 予算要求や執行伺い、入札等の各段階で、制度の適用可能性等について環境政策課（総務経理担当）、出納総務課、入札課など関係各課に具体案を示して対面で直接、相談を行うこと。</p> <p>② 長期継続契約に係る特約の記載を確認する項目を当課独自に追加し</p> |

| | | | | |
|-------|--------------------|--------------------|--|--|
| | | | | たチェックシート様式を今後使用することとし、必ず複数職員によるチェックを実施すること。 |
| 農林部 | 大里農林 振興セン ター | 令和2年3月6日 (第86号) | 平成30年度に執行した「生物顕微鏡、卓上型pH・電気伝導度測定器」の購入について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。 | グループリーダー以上の職員が集まる企画運営会議において今回の事案を説明し指摘された内容の共有を図るとともに、財務のチェックシートによる確認の徹底を周知した。 また、財務に関する各種研修会に参加して知識を習得するとともに、主に財務事務に不慣れな技術系職員を対象にセンター独自の研修会を実施し、理解を深めることで再発防止を図った。 さらに、今回注意を受けた農業支援部については、令和2年度以降、科目にかかわらず10万円以上を支出する支出命令については、同部を所管する副所長によるチェックに加えて、管理部副所長を決裁ラインに追加して内容確認を徹底するようにした。 |
| 都市整備部 | 営繕・公園 事務所 | 令和2年3月6日 (第86号) | 平成30年度に実施した「こども動物自然公園仮設小動物舎の設置及び維持管理に関する協定」について、次の点で不適切だった。 1 検査員を指定して検査を実施しなければならないにもかかわらず、検査員の指定をしていなかった。 2 検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。 | 監査結果を所内全職員に周知するとともに、次の対応策により適正な事務処理の徹底を図ることとした。 ・ 契約履行の確保のための検査の意義、内容、方法等について所内に周知して認識を共有し、適正な検査が実施されているかを複数職員で確認する。 ・ 職員の財務知識の向上を図るため、財務研修への積極的な参加を促す。また、検査を含めた財務事務について、地域出納員によるオーダーメイド研修を実施する。 ・ 判断に迷う事案は、適宜出納総務課へ確認するなど、疑問点を残したまま事務処理を進めることがないよう徹底する。 |
| 企業局 | 水道整備 事務所 | 令和2年3月6日 (第86号) | 平成30年度に締結した「30水整第158号東松山第二幹線（北側）用地取得あっせん業務委託契約」について、次の点で不適切であった。 1 一部業務の再委託に当たり、受注者から提出のあった再委託の協議書に相手先及び契約期間が記載されていないにもかかわらず、承諾を行った。 2 原契約の履行期限を超えて再委託をしていた。 | 再発防止のため、企業局内に以下の取扱いについて通知を行い、周知徹底を図った。 ・ 再委託の承諾に当たっては、その業務内容のほか、再委託の相手先等の契約予定内容を書面により確認すること。 ・ 再委託の承諾後にあっても、契約状況及び業務の処理状況等について自己検査等を活用し、適宜確認すること。 |

| | | | | |
|------|------------|--------------------|---|--|
| 病院局 | 精神医療センター | 令和2年3月6日 (第86号) | 平成31年度に締結した消防設備保守業務委託契約について、個人情報取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。 | 再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> 約款や共通仕様書に基づいて受託者に提出を求める書類の一覧表を作成し、契約書に添付する。 当該一覧表で書類の提出状況を管理するとともに、自己検査のチェック項目に提出書類の確認を追加し、複数職員によるチェックを徹底する。 |
| 下水道局 | 荒川右岸下水道事務所 | 令和2年3月6日 (第86号) | 平成30年度の公用車タイヤ付替え手数料の支払について、次の点で不適切であった。 1 同一の請求に対して2度の支払を行っていた。 2 1回目の支払について、決裁区分が所長のところ副所長が決裁していた。 | 再発防止のため、職員全体会議において監査結果を周知するとともに、支払事務について研修を行い、適正な執行について徹底を図った。 また、自己検査チェックリストに基づき、毎月、各担当が支払伝票の自己検査を行うとともに、企業出納員が予算差引簿と証拠書類を突合することとし、重複支払防止のためのチェック機能を強化した。 |
| 教育局 | 近代美術館 | 令和2年3月6日 (第86号) | 令和元年度の「フルカラー電子複写機の複写サービスに係る単価契約」について、予定価格が100万円を超える場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。 | 再発防止のため、監査結果を職員に周知し、長期継続契約における競争入札・随意契約の判断について改めて確認し、適正な契約事務の執行について徹底を図った。 また、新たに、随意契約によることができる予定価格のチェックシートを作成し、出納総務課の「財務に関するチェックシート(契約編)」とともに執行伺いの起案に添付し、複数の職員による確認を徹底することとした。 |

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和二年六月二十六日

| | |
|---------|------|
| 埼玉県監査委員 | 山本光紀 |
| 埼玉県監査委員 | 小山彰 |
| 埼玉県監査委員 | 神尾高善 |
| 埼玉県監査委員 | 白土幸仁 |

監 査 の 結 果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）、公の施設の指定管理者及び補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）について監査を実施するもので、このうち出資団体13団体、指定管理者13団体16施設、補助金等交付団体16団体について、令和元年9月から令和2年2月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

- ア 令和元年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 令和元年度の指定管理者による公の施設の管理業務に係る出納その他の事務
- ウ 令和元年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当と認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当と認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

(1) 出資団体

| | | | |
|-----------|---------------------|-----------------|--------|
| 監査対象団体 | 埼玉高速鉄道株式会社 | | |
| 所管部局 | 企画財政部 | | |
| 監査実施日 | 職員調査 | 令和元年 | 9月19日 |
| | 委員監査 | 令和元年 | 11月26日 |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 | | |
| | ・ 県の出資 | 58,976,000,000円 | |
| | ・ 団体の基本財産 | 100,000,000円 | |
| | ・ 県の出資割合 | | 49.3% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | | |

| | | | |
|-----------|---------------------|-------------|--------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 | | |
| 所管部局 | 環境部 | | |
| 監査実施日 | 職員調査 | 令和元年 | 9月4日 |
| | 委員監査 | 令和元年 | 10月23日 |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 | | |
| | ・ 県の出資 | 5,000,000円 | |
| | ・ 団体の基本財産 | 13,000,000円 | |
| | ・ 県の出資割合 | | 38.5% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-----------------|--------|
| 監査対象団体 | 公立大学法人埼玉県立大学 | | |
| 所管部局 | 保健医療部 | | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年10月10日 委員監査 令和元年10月28日(書面) | | |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 | | |
| | ・県の出資 | 24,534,298,800円 | |
| | ・団体の基本財産 | 24,534,298,800円 | |
| | ・県の出資割合 | | 100.0% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | | |

| | | | |
|-----------|--|-------------|-------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター | | |
| 所管部局 | 保健医療部 | | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月13日 委員監査 令和元年12月26日(書面) | | |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 | | |
| | ・県の出資 | 4,000,000円 | |
| | ・団体の基本財産 | 10,018,000円 | |
| | ・県の出資割合 | | 39.9% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | | |

| | | | |
|-----------|---------------------------------------|------------|--------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県産業振興公社 | | |
| 所管部局 | 産業労働部 | | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年11月6日 委員監査 令和元年11月18日(書面) | | |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 | | |
| | ・県の出資 | 5,000,000円 | |
| | ・団体の基本財産 | 5,000,000円 | |
| | ・県の出資割合 | | 100.0% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | | |

| | | | |
|-----------|---------------------------------------|-------------|-------|
| 監査対象団体 | 一般財団法人埼玉伝統工芸協会 | | |
| 所管部局 | 産業労働部 | | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月18日 委員監査 令和2年1月16日(書面) | | |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 | | |
| | ・県の出資 | 20,000,000円 | |
| | ・団体の基本財産 | 60,000,000円 | |
| | ・県の出資割合 | | 33.3% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | | |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 公益社団法人埼玉県農林公社 |
| 所管部局 | 農林部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年11月11日 委員監査 令和元年11月18日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 622,000,000円 ・ 団体の基本財産 1,088,437,000円 ・ 県の出資割合 57.1% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 埼玉県道路公社 |
| 所管部局 | 県土整備部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年 9月25日 委員監査 令和元年11月26日 |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 11,498,000,000円 ・ 団体の基本財産 11,783,246,000円 ・ 県の出資割合 98.8% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 株式会社さいたまアリーナ |
| 所管部局 | 都市整備部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月10日 委員監査 令和2年 1月 6日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 150,000,000円 ・ 団体の基本財産 495,000,000円 ・ 県の出資割合 30.3% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象団体 | 埼玉県住宅供給公社 |
| 所管部局 | 都市整備部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年 9月11日 委員監査 令和元年11月13日 |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 40,000,000円 ・ 団体の基本財産 40,000,000円 ・ 県の出資割合 100.0% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県下水道公社 |
| 所管部局 | 下水道局 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年 9月26日 委員監査 令和元年12月18日 |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 55,030,000円 ・ 団体の基本財産 110,060,000円 ・ 県の出資割合 50.0% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団 |
| 所管部局 | 教育局 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月22日 委員監査 令和2年 2月13日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 10,000,000円 ・ 団体の基本財産 10,000,000円 ・ 県の出資割合 100.0% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター |
| 所管部局 | 警察本部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月 6日 委員監査 令和2年 1月15日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 779,587,000円 ・ 団体の基本財産 1,040,000,000円 ・ 県の出資割合 75.0% |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

(2) 指定管理者

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | サンワックス・太平共同事業体 |
| 所管部局 | 県民生活部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月24日 委員監査 令和2年 2月 5日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 平和資料館 43,595,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | アクティオ株式会社 |
| 所管部局 | 県民生活部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月15日 委員監査 令和2年 2月 5日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 生活科学センター 43,959,412円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月10日 委員監査 令和2年 1月23日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 そうか光生園障害者歯科診療所 53,014,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 埼玉ふれあい拠点運営共同事業体 |
| 所管部局 | 産業労働部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年 9月 6日 委員監査 令和元年10月29日 |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 東部地域振興ふれあい拠点施設 53,831,312円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | N e C S T |
| 所管部局 | 産業労働部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年10月 3日 委員監査 令和元年12月18日 |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 西部地域振興ふれあい拠点施設 40,491,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 公益社団法人埼玉県農林公社 |
| 所管部局 | 農林部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月20日 委員監査 令和2年 2月 5日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 種苗センター 103,186,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|-------------|
| 監査対象団体 | 株式会社さいたまアリーナ | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月10日 委員監査 令和2年1月6日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 さいたまスーパーアリーナ | 50,748,660円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|--------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県公園緑地協会 | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年11月22日 委員監査 令和2年1月23日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 上尾運動公園 | 249,020,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|----------------------------------|-------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県公園緑地協会 | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年9月3日 委員監査 令和元年10月23日 | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 秋ヶ瀬公園 | 88,053,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県公園緑地協会 | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年9月17日 委員監査 令和元年10月29日 | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 久喜菖蒲公園 | 38,000,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|-------------|
| 監査対象団体 | 吉見総合運動公園パークアップ共同体 | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年11月15日 委員監査 令和元年12月6日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 吉見総合運動公園 | 30,240,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|-------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人埼玉県生態系保護協会 | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年10月1日 委員監査 令和元年10月11日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 荒川大麻生公園 | 14,900,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|-------------|
| 監査対象団体 | 和光樹林公園パートナーズ | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年1月21日 委員監査 令和2年1月30日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 和光樹林公園 | 27,756,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|-------------|
| 監査対象団体 | 彩の森入間公園パートナーズ | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月16日 委員監査 令和2年1月16日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 彩の森入間公園 | 49,525,392円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|--------------|
| 監査対象団体 | 埼玉県住宅供給公社 | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年9月11日 委員監査 令和元年10月11日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 特別県営住宅 | 191,556,253円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------|
| 監査対象団体 | 埼玉県住宅供給公社 | |
| 所管部局 | 都市整備部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年9月20日 委員監査 令和元年11月13日 | |
| 財政的援助等の内容 | 公の施設の指定管理業務委託料 特定公共賃貸住宅 | 15,217,201円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

(3) 補助金等交付団体

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | 学校法人共栄学園 | |
| 所管部局 | 総務部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月17日 委員監査 令和2年 2月18日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (春日部共栄高等学校) 1 私立学校(高等学校)運営費補助金 333,651,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 108,674,050円 (春日部共栄中学校) 1 私立学校(中学校)運営費補助金 104,579,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 566,660円 | |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | 学校法人盈進学園 | |
| 所管部局 | 総務部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 2月13日 委員監査 令和2年 3月 4日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (東野高等学校) 1 私立学校(高等学校)運営費補助金 296,323,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 123,690,590円 3 被災児童生徒授業料等減免事業補助金 567,000円 4 結核予防費補助金 48,000円 | |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 学校法人狭山ヶ丘学園 | |
| 所管部局 | 総務部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月 6日 委員監査 令和元年12月24日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (狭山ヶ丘高等学校) 1 私立学校(高等学校)運営費補助金 328,599,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 71,144,410円 (狭山ヶ丘高等学校附属中学校) 1 私立学校(中学校)運営費補助金 56,794,000円 (さやまが丘幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 25,130,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 4,312,000円 | |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|--------|--|--|
| 監査対象団体 | 学校法人国際学院 | |
| 所管部局 | 総務部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月20日 委員監査 令和2年 1月 8日(書面) | |

| | | |
|-----------|----------------------|--------------|
| 財政的援助等の内容 | (国際学院高等学校) | |
| | 1 私立学校(高等学校)運営費補助金 | 196,352,000円 |
| | 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 | 129,756,534円 |
| 財政的援助等の内容 | (国際学院中学校) | |
| | 1 私立学校(中学校)運営費補助金 | 14,888,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|----------------------|--------------|
| 監査対象団体 | 学校法人細田学園 | |
| 所管部局 | 総務部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 2月17日 | |
| | 委員監査 令和2年 2月28日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (細田学園高等学校) | |
| | 1 私立学校(高等学校)運営費補助金 | 349,473,000円 |
| | 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 | 69,634,580円 |
| 財政的援助等の内容 | (細田学園幼稚園) | |
| | 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 | 33,825,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---------------------------|--------------|
| 監査対象団体 | 学校法人県北若竹学園 | |
| 所管部局 | 総務部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月23日 | |
| | 委員監査 令和2年 2月18日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (箆原若竹幼稚園、川本若竹幼稚園、寄居若竹幼稚園) | |
| | 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 | 198,501,000円 |
| | 2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 | 28,800円 |
| | 3 私立幼稚園特別支援教育費補助金 | 4,704,000円 |
| | 4 私立幼稚園緊急環境整備費補助金 | 223,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|------------------------|--------------|
| 監査対象団体 | 学校法人嶋根学園 | |
| 所管部局 | 総務部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月27日 | |
| | 委員監査 令和2年 2月 5日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (川口しらぎく幼稚園、西上尾しらぎき幼稚園) | |
| | 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 | 107,435,000円 |
| | 2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 | 28,000円 |
| | 3 私立幼稚園特別支援教育費補助金 | 3,136,000円 |
| | 4 私立幼稚園緊急環境整備費補助金 | 72,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|--------|-----------|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人弘和会 | |
| 所管部局 | 福祉部 | |

| | |
|-----------|--|
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月29日 委員監査 令和2年 2月13日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | (アットホーム夢の郷) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 32,501,290円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人みなわ会 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月24日 委員監査 令和2年 2月12日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | (ケアハウス所沢けやき) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 32,243,264円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人正生会 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 2月19日 委員監査 令和2年 3月 4日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | (ケアハウスピアラ小手指) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 32,397,457円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 久喜市商工会 |
| 所管部局 | 産業労働部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月 9日 委員監査 令和2年 1月23日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | (久喜市商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 76,693,940円 2 中小企業経営力向上事業補助金 829,565円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象団体 | 深谷商工会議所 |
| 所管部局 | 産業労働部 |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月20日 委員監査 令和2年 1月31日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | (深谷商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 49,209,374円 2 中小企業経営力向上事業補助金 1,550,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 上尾商工会議所 | |
| 所管部局 | 産業労働部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月16日 委員監査 令和2年 1月30日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (上尾商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 44,875,924円 2 中小企業経営力向上事業補助金 980,000円 | |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 行田商工会議所 | |
| 所管部局 | 産業労働部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 1月14日 委員監査 令和2年 1月23日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (行田商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 41,158,057円 2 中小企業経営力向上事業補助金 720,000円 3 DISCOVER PARTNER事業補助金 256,000円 | |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | 幸手市商工会 | |
| 所管部局 | 産業労働部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和元年12月 9日 委員監査 令和元年12月26日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (幸手市商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 33,613,046円 2 中小企業経営力向上事業補助金 300,000円 | |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | 一般社団法人埼玉県物産観光協会 | |
| 所管部局 | 産業労働部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 令和2年 2月 5日 委員監査 令和2年 2月28日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | (一般社団法人埼玉県物産観光協会) 1 埼玉県物産ブランド確立支援事業補助金 39,258,000円 2 埼玉県物産観光振興費補助金 28,398,000円 3 埼玉県物産観光協会振興費補助金 2,280,000円 | |
| 監査の結果 | 【注意事項】 下記の事務について、不適切であった 1 平成30年度の埼玉県物産ブランド確立支援事業補助金における「DMO戦略策定に関する調査・分析等業務委託契約」に関して、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結した。 | |